

十一、此の現行時分債権ノ三分ノ一は他ノ金印  
 保留ノ時期ヲ待テ之ヲ行使スルニ付テハ他ノ債権  
 及至之ニ急ガリ然レテ其ノ行使ハ先般毎  
 歳ノ同年何ノ一回ヲ至テハ之ヲ行使セラル  
 不聖後運ハ要ホハ夫レハ云ハレ之ヲ行使スル  
 一他ノ金印拒絶元トシテ決シテ十年以上ノ期間

噴 霧 書

- 一、経費ノ金費ヲ平年ノ額度シテ毎年の食費ハ男工  
 一回五元女工一回四元トシテ食費ヲ算行セラル
- 二、厚生部ノ医師ヲ擧定シ一般ニ或レ之ニ依テ各科  
 診断ヲ施療セラル
- 三、作業上ノ負傷ニ付テハ分傷トシテ醫師ノ診断  
 アルモノハ勤メトシテ日給ノ金額ヲ支給スル  
 也、私病者ニシテ勤メトシテ一週以上病ヲ患フ  
 醫師ノ診断アリタルモノハ日給ノ半額ヲ支給セラル
- 四、就業中ノ通病者ハ他家ヲ補助トシテ二日給